再発防止策について (第二次答申を受けて)

第一次答申を踏まえた再発防止策について継続的に取り組むとともに、特に、今回の答申(第二次答申)において示された提言を踏まえ、下記の項目を新たに加えて、全学校及び教育委員会が一丸となって、取組みを進めるものとする。

学校におけるいじめは、発達段階上にある子どもの他者との関わりの中で生じる課題であり、集団活動を行う学校という場において、特定の学習や教員の指導のみにより根本的な防止が可能となるものではなく、授業や行事などすべての教育活動を通じて、子ども自身が自己有用感を抱き、他者を認め思いやる心が成長していくことによって、いじめを生まない環境ができるということを十分に認識することが必要である。そして、その子どもの成長は、子どもと教員との信頼感に基づく人間関係を基礎として、教員が子どもの心をみつめ、丁寧にその内面に働き掛けることによってもたらされることを改めて理解して、日々の教育活動に取り組むことが、今こそ求められているところである。また、教員が子ども一人一人の心の変化に気づき、それぞれの子どもの心に寄り添い、その子の心情を理解することが何よりも大切である。

教職員一人ひとりの真摯な自覚のもと、本市の教育行政の最重要課題として再発防止に向けて取り組むものである。

ア. 各学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、子どもの発達段階や心理、取り巻く環境を理解し、 教育委員会作成のハンドブック等を活用しながら、全教職員の共通理解のもと、いじめを生まない 環境づくりに向けた教育活動、学級経営、児童生徒への指導に丁寧かつ計画的に取り組む。

そのため、学校及び教職員への支援として、必要な指導・助言を行う「いじめ・不登校対応支援 チーム」による学校巡回の継続実施、いじめ防止教材(DVD)の配付、いじめ防止に係る教職員 の研修の拡充を図る。併せて、各学校のいじめ対策担当者の資質向上を図るための研修も行う。

- イ. 学校と保護者との一層の連携を図り、『いじめ防止「学校・家庭連携シート」』などの活用を工夫 し、家庭教育における親子のいじめ問題の理解を促進する。
- ウ. 各学校におけるいじめ防止対策等の実施について、児童生徒、保護者、学校評議員等による評価 を実施し、当該校の今後の計画・取組みに反映させるような仕組みを検討する。
- エ. 学校教職員を対象とした、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用資料を作成し、校内研修等を通じて、それらカウンセラーやソーシャルワーカーの活用や連携の促進を図る。
- オ. 教育局に経験豊かなスクールカウンセラーを常駐配置し、各学校のスクールカウンセラーへの指導助言や緊急時の学校支援などを円滑に実施する。
- カ. 平成29年度の県費負担教職員に係る事務移譲も踏まえ、本市としての教職員人材育成方針や、 学校管理職が備えるべき資質・能力内容の明確化を図り、教職員研修の更なる充実を図る。
- キ.いじめ防止対策等について、宮城県教育委員会と仙台市教育委員会とが、関係する附属機関相互 の意見交換の実施や各々が行う行事等への参加などを通じて、情報共有や連携を深めながら、更な るいじめ防止等に係る対策の推進や体制の充実を図る。
- ク. 学校支援地域本部の全中学校区での設置などを踏まえた「地域とともに歩む学校」づくりの更なる展開、各々の地域における子どもの実情を踏まえた中学校区ごとでの小中学校の接続・連携の取組みの充実、保護者・市民との連携・協力も含めた継続的ないじめ対策の総合的な推進などについて、中長期的な視点に立って、本市の次期教育振興基本計画策定の中で検討し、施策を明確化のうえ、実施していく。